

(資料3) 日本プライマリ・ケア連合学会長崎県支部会会則

第一章 総 則

(名称)

第1条 本会は、日本プライマリ・ケア連合学会長崎県支部会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を会長が定めるところに置く。

2. 本会は、世話人会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は長崎県におけるプライマリ・ケアに関する学術の進歩と知識の普及並びに保健・医療・福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学術集会・講演会等の開催
- (2) 日本プライマリ・ケア連合学会並びに関係諸団体との協力と連携
- (3) 会員相互の連絡
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第三章 会 員

(種別)

第5条 会員の構成は次のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 学生会員
- (3) 賛助会員
- (4) 名誉会員

(正会員)

第6条 正会員は、本会の目的及び趣旨に賛同して入会し、その活動を推進する者とする。

2. 正会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

3. 正会員は、総会において議決権を行使することができる。

(学生会員)

第7条 学生会員は、大学院生を含み、本会の目的及び趣旨に賛同して入会し、その活動を推進する者とする。

2. 学生会員は、総会に出席し意見を述べることができる。
3. 学生会員は、総会において議決権を行使することはできない。
4. 学生会員は、会費の納入を必要としない。

(賛助会員)

第8条 賛助会員は、本会の目的及び趣旨に賛同して入会し、その活動を推進する個人及び団体とする。

2. 賛助会員は、議長の求めに応じて総会に出席し、意見を述べるすることができる。
3. 賛助会員は、総会において議決権を行使することはできない。

(名誉会員)

第9条 名誉会員は、本会の発展に多大な貢献をした者で、会長が推薦し、世話人会及び総会の承認を得た者とする。

2. 名誉会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。
3. 名誉会員は、会長の求めに応じて世話人会に出席し、意見を述べるができる。
4. 名誉会員は、総会において議決権を行使することはできない。
5. 名誉会員は、会費の納入を必要としない。

(入会)

第 10 条 本会に正会員・学生会員・賛助会員として入会しようとする者は、別に定める様式に所定の事項を記入し、支部会事務局に申し込み、世話人会の承認を得なければならない。

(会費)

第 11 条 正会員は、会費規程において別に定める会費を納入しなければならない。

2. 賛助会員は、会費規程において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 12 条 会員は、次の場合に世話人会の議決により、その資格を喪失する。

- (1) 退会届が支部会事務局に提出されたとき。
- (2) 会費を継続して 3 年以上滞納したとき。

(3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(4) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。

(5) 当該会員を除く総会員の同意があったとき。

(退会)

第 13 条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(会員名簿)

第 14 条 本会は、会員の氏名又は名称及び住所、メールアドレス等を記載した会員名簿を作成する。

(除名)

第 15 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に事前に弁明する機会を与えなければならない。

(1) この会則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を著しく毀損するか、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第 16 条 既に納入した会費等及びその他の抛出金品は、返還しない。

第四章 総会

(構成)

第 17 条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第 18 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 世話人の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属証明書の承認
- (3) 活動報告の承認
- (4) 会則の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分

(6) 会費の額

(7) 会員の除名

(8) その他総会で決議するものとして本会則で定める事項

(種類及び開催)

第 19 条 本会の総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 20 条 総会は、世話認会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総会の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他必要な事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、総会の開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 21 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 22 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 23 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第 24 条 総会の議決は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(書面による議決権行使等)

第 25 条 総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面、ファクシミリ、又は電磁的方法をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2. 前項の場合における前 2 条の規定については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の決議の省略)

第 26 条 世話人又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について会員の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、議事録を作成する。

2. 議長及び世話人のうちから、その会議において選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名又は記名押印（電磁的方法による署名を含む）する。

第五章 役員等

(種別及び定数)

第 28 条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|------------|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名以内 |
| (3) 世話人 | 原則 1 2 名以内 |
| (4) 監事 | 2 名 |

(専任等)

第 29 条 世話人は、細則に定めるところに従い本会の会員の中から候補者を選出し、総会の決議によって選任する。ただし、世話人は日本プライマリ・ケア連合学会会員であることを要件とする。

2. 会長及び監事は世話人会の互選によって世話人の中から選定する。
3. 副会長は、会長が世話人の中から指名する。

(世話人の職務及び権限)

第 30 条 世話人は、世話人会を構成し、本会則の定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、本会則の定めるところにより、本会を代表し、その職務を総括する
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、世話人会があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第 31 条 監事は、世話人の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも世話人及び事務局に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財

産の状況を調査することができる。

3. 監事は、世話人会に出席し、意見を述べることができる。

(役員任期)

第 32 条 世話人の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3. 世話人若しくは監事が欠けた場合又は第 11 条で定める役員員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した世話人又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお世話人又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 33 条 世話人及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(顧問)

第 34 条 会長は、本会の目的を達成するため必要があると認められるときは、世話人会の決議を経て顧問を置くことができる。

2. 顧問は、会長の諮問に応じ、会長に助言する。
3. 顧問は、会長の求めに応じ、総会及び世話人会に出席し、意見を述べるができる。
4. 顧問の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第六章 世話人会

(構成)

第 35 条 本会に世話人会を置く。

2. 世話人会は、全ての世話人と監事をもって構成する。

(権限)

第 36 条 世話人会は、本会則に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 世話人の職務執行の監督
- (3) 会長の選定

(4) 会長及び副会長の解職

(招集)

第 37 条 世話人会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め世話人会が定めた順序により他の世話人が招集する。

3. 世話人会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法より、世話人会の開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

4. 前項の規定にかかわらず、世話人及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで世話人会を開催することができる。

(議長)

第 38 条 世話人会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 39 条 世話人会の決議は、本会則に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる世話人の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 賛否同数の場合は、議長がこれを決定する。
3. 世話人会の議決について、特別の利害関係を有する世話人は、その議事に加わる
ことができない。

(決議の省略)

第 40 条 前条第 1 項の規程にかかわらず、世話人が、世話人会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる世話人の全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の世話人会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第 41 条 世話人又は監事が世話人及び監事の全員に対し、世話人会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を世話人会に報告することを要しない。

(議事録)

第 42 条 世話人会の議事については、議事録を作成する。

2. 会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印(電磁的方法による署名を含む)

する。

(世話人会規則)

第 43 条 世話人会の運営に関し必要な事項は、本会則に定めるもののほか、世話人会の規則で定める。

第七章 学術集会

(開催)

第 44 条 学術集会は、毎年 1 回開催する。

(学術集會長の選任)

第 45 条 学術集会・講演会開催のために、本会に学術集會長を置く。

2. 学術集會長は、世話人会において正会員の中から選任する。

(学術集會長の任期)

第 46 条 学術集會長の任期は、委嘱した日から当該学術集會が集結されるまでとする。

(学術集会長の職務)

第 47 条 学術集会長は、学術集会を主宰する。

2. 学術集会長は、学術集会の運営のため、学術集会企画・運営委員会を組織する。
3. 学術集会長は、世話人会に出席し学術集会の進捗状況を報告しなければならない。

第八章 委員会

(委員会の設置等)

第 48 条 本会は、事業の円滑な運営を図るために、世話会の決議を経て委員会を設けることができる。

2. 委員会には、世話会の決議により担当世話人を置く。
3. 委員会は、その目的とする事項について、調査、研究、審議し、世話会に対して報告する。
4. 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、世話会の決議により定める。

第九章 計算

(事業年度)

第 49 条 本会の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 50 条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、世話人会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置く。

(事業報告及び決算)

第 51 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、世話人会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、会則及び会員名簿を主たる事務所に備え置く。

(余剰金の不分配)

第52条 本会は、余剰金の配分を行わない。

第九章 会則の変更、解散及び清算

(会則の変更)

第53条 この会則は、総会における総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第54条 本会は、総会における総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって解散することができる。

第十章 事務局

(設置)

第 55 条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

2. 事務局長等の重要な職員は、世話人会の承認を得て、会長が任免する。
3. 前項以外の職員は、会長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、世話会の決議により、会長が別に定める。

第十一章 補 則

(施行細則)

第 56 条 本会の会則の施行に必要な細則は、世話会の議決を経て、別に定める。

附則 1. 本会則は平成 26 年 7 月 22 日から実施する。

令和 4 年 10 月 12 日 一部改正

令和 5 年 3 月 25 日 一部改正

日本プライマリ・ケア連合学会長崎県支部会 施行細則第1号

(適用)

第1条 本細則は、日本プライマリ・ケア連合学会長崎県支部会（以下「本会」と略す）の会費について、本会会則第11条に規定することのほかに、以下のとおり定める。

(会費)

第2条 本会の会費は、次のとおりとする。

正会員 医師・歯科医師・薬剤師は年額 2,000 円

その他の医療・介護・福祉職は年額 1,000 円

賛助会員 年額 1 口 10,000 円

(納入規定)

第3条 会費は、当該会計年度の間、年額の全額を納入しなければならない。

(会費滞納者の取扱い)

第4条 前年度の会費を納入していない正会員は、会費の納入があるまで、本会の会員資格を失効する。

|

日本プライマリ・ケア連合学会長崎県支部会 施行細則第2号

(適用)

第1条 本細則は、日本プライマリ・ケア連合学会長崎県支部会（以下「本会」と略す）の世話人の選出方法について、本会会則第29条に規定することのほかに、以下のとおり定める。

(選出方法)

第2条 世話人は、正会員の自薦・他薦によって候補者を選出する。

2. 前項の規定のほか、必要に応じて、会長の推薦による世話人の候補者を選出することができる。

(定数)

第3条 自薦・他薦によって選出される世話人候補者の定数は、原則12人以内とする。

2. 会長の推薦により選出される世話人候補は、2人以内とする。